

記者クラブ加盟社 各位

摂津市市長公室広報課

職員の懲戒処分の公表について

摂津市職員懲戒処分の指針に基づき、下記のとおり公表いたします。

処分年月日	令和8年7月27日
被処分者	教育委員会事務局 教育総務部（50歳代）
処分内容	減給10分の1 1か月
事案の概要	令和8年1月14日、会計年度任用職員本人が出勤していないにも関わらず、当該職員のＩＣカードをカード読取装置に読み取らせ、出勤記録を残したものである。また、勤務開始時刻から遅れて、2時間後に出勤した当該職員に対して、既に記録を残した出勤記録を訂正することなく、そのまま勤務を行うように指示したものである。 被処分者の行為は、実際に出勤していない職員について、あたかも正規の勤務時間に出勤したかのようにし、勤務実態とは異なる虚偽の出勤記録を故意に残したものであり、摂津市職員服務規程第6条の3で規定する「職員は、出勤したときは、自らＩＣカードをカード読取装置に読み取らせなければならない」に違反し、勤務時間管理の適正を根底から損なう重大な非違行為である。また、勤務実態と異なる状態を認識しながら、その虚偽の状態を維持させようと指示したものであり、職員としての倫理観及び規範意識を著しく欠く行為である。 摂津市職員懲戒処分の指針の第2標準例 1一般服務関係（6）虚偽報告にあたりとともに、地方公務員法第32条に規定する法令順守義務、地方公務員法第33条に規定する信用失墜行為の禁止に違反している。

処分年月日	令和8年7月27日
被処分者	教育委員会事務局 教育総務部 会計年度任用職員（30歳代）
処分内容	減給10分の1 1か月
事案の概要	令和8年1月14日、2時間の無届の欠勤を行い、遅れて出勤したにもかかわらず、既に記録を残されていた出勤記録を把握するも、それらを訂正することなく、そのまま勤務を行い、また同年1月28日の聞き取りにおいて、出勤記録があることについて、思い当たることがないか確認したところ、虚偽の報告をしたものである。 被処分者の行為は、勤務実態と異なる状態を認識しながら、その虚偽の状態を維持させようとしたものであり、また聞き取りにおいては事実をねつ造して報告を行い、職員としての倫理観及び規範意識を著しく欠く行為である。 摂津市職員懲戒処分の指針の第2標準例 1一般服務関係（6）虚偽報告にあたりとともに、地方公務員法第32条に規定する法令順守義務、地方公務員法第33条に規定する信用失墜行為の禁止に違反している。

※個人が識別されない内容のものとすることを基本としています。